

米穀の出荷又は販売の事業の届出について

○1年間に20精米トン以上の米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする場合は、事業開始前に開始届出書を提出する必要がありますので、お近くの地方農政局等（裏面参照）にお問合せください。

⚠ 届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行った場合には50万円以下の罰金が科されます。

○届出事業者には、帳簿を備え、必要事項を記載するとともに、3年間保存していただくことになります。

⚠ 帳簿を備えなかったり、必要事項の不記載、もしくは虚偽の記載、帳簿を保存しなかった場合には、20万円以下の過料が科されます。

? 米穀の出荷又は販売の事業とは

営利目的であるか否かを問わず、自己の名義により継続反復して、①生産者からの委託を受けて米穀を集荷し、有償で他人に譲渡すること（出荷）又は、②自ら所有する米穀を有償で他人に譲渡すること（販売）を目的とした事業活動をいいます。このため、生産者が自ら生産した米穀を届出事業者を仲介することなく直接消費者に販売（産直販売）する場合も含まれます。

? 20精米トンを超えるかどうか分からない場合は

新規に事業を始める場合や、年によって20精米トンを前後する場合等で事業規模を正確に把握できない場合は、届出時点での取扱予定数量を記載して開始届出書を提出してください。

? 帳簿の記載内容は

平常時から事業者の取扱数量を把握するため、必要最小限の記載事項として、米穀の種類別に①買受数量、②販売数量、③在庫数量等を記載いただくことになります。

※この他、関連する以下の法令についても留意が必要です。

☑食品表示法：消費者に販売する場合は「食品表示基準」に基づく表示が必要です。

☑米トレーサビリティ法：取引記録の作成・保存、産地情報の伝達が必要です。

☑食糧法：用途限定米穀については、定められた用途外の使用が禁止されています。

☑食品衛生法：最寄りの保健所に営業の届出等を行う必要があります。



詳しくは農林水産省ホームページをご確認ください。



https://www.maff.go.jp/j/seisan/syukka_hanbai_todokede/

《届出及び問合せ先》

担当窓口	所在地	電話番号	FAX	管轄区域
北海道農政事務所 生産経営産業部 業務管理課	〒060-8646 北海道札幌市中央区北2条西19丁目 8番 札幌第4合同庁舎	011-330-8808	011-520-3052	北海道
東北農政局 生産部生産振興課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎A棟	022-263-1111(代)	022-217-4180	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東農政局 生産部生産振興課	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-740-0406	048-601-0533	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県
北陸農政局 生産部生産振興課	〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	076-232-4302	076-232-5824	新潟県 富山県 石川県 福井県
東海農政局 生産部生産振興課	〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目6 番2号 名古屋第4地方合同庁舎	052-223-4623	052-218-2793	岐阜県 愛知県 三重県
近畿農政局 生産部生産振興課	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下 長者町下ル丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎	075-414-9021	075-414-9030	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国四国農政局 生産部生産振興課	〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086-224-4511(代) (時間外直通) 086-224-9411	086-232-7225	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州農政局 生産部生産振興課	〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-211-9111(代)	096-211-9745	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎2号館8階	098-866-1653	098-860-1195	沖縄県